

支部ニュース

2025年2月 No.614

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 マン文京関口Ⅱ202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

●第53回東京支部総会 無事に成功しました

●幹事長を終えて・・・・・・・・・・・・・・・・東京東部法律事務所 西田 穰

●退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・東京法律事務所 浅野 ひとみ

●事務局次長退任のご挨拶・・・・・・・・代々木総合法律事務所 大井 淳平

●経歴詐称指示は違法 転職期間の逸失利益を損害として認め

企業代表者らの賠償額を大幅増加する勝訴判決獲得のご報告

・・・・・・・・・・・・・・・・東京法律事務所 伊久間 勇星

●新人紹介 自己紹介と弁護士1年目の振り返り・・・・・・・・渋谷共同法律事務所 前畑 龍

●新井先生の弁護士人生は憲法裁判の歴史・・・・・・・・東京中央法律事務所 淵上 隆

●幹事会報告（1月）

第53回東京支部総会 無事に成功しました

2025年2月21日～22日、自由法曹団東京支部第53回総会が無事に開催されました。詳しい内容は、次号以降の支部ニュースにてご紹介いたします。

本総会をもって、東京支部の執行部体制は以下のとおりとなりました。どうぞよろしくお願いたします。



< 2025年度執行部 >

支部長	滝沢 香	(新) 東京法律事務所
幹事長	久保木 亮介	(新) 中野すずらん法律事務所
事務局長	早田 由布子	(再) 旬報法律事務所
事務局次長	沼田 英久	(再) 旬報法律事務所
同	小河 洋介	(新) 東京合同法律事務所
同	柏木 優孝	(新) 東京東部法律事務所
同	伊久間 勇星	(新) 東京法律事務所
サポート次長	大井 淳平	代々木総合法律事務所

総会に際しては、下記の来賓の方々にご臨席いただき、連帯のご挨拶を頂戴いたしました。

自由法曹団	団 長	岩田 研二郎 様
東京地方労働組合評議会	事務局長	井澤 智 様
革新都政をつくる会	事務局長	中山 伸 様
国民救援会東京都本部	事務局長	藤田 力 様
憲法改悪阻止東京連絡会議	事務局長	田中 章史 様

また、下記の団体から連帯のメッセージを頂戴いたしました。

東京争議団共闘会議	議 長	小関 守 様
-----------	-----	--------

心より御礼申し上げます。



2024年度執行部 退任挨拶

《幹事長を終えて》

西田 穰（東京東部法律事務所）

2023年2月の支部総会（拡大幹事会）において幹事長に選任されてから2年が経過し、今年の総会をもって無事退任となりました。2年間、支部の皆さまには多々ご協力をいただきありがとうございました。まずは御礼の挨拶を申し上げます。

私は本部の事務局長、事務局次長を務めたことはありますが、支部の役職には就いたことがありませんでした。その意味で本部とは違った緊張感、楽しさを感じ取ることができる2年間でした。支部の魅力を挙げるとすれば、やはりその親密さ、柔軟性だと思います。思いついた学習会をすぐに実行できる、伝統的な行事について合理的な変更をすぐに実行に移せるといった点は本部の執行部にはない、支部執行部特有の魅力だと思います。ただ、その柔軟性は、手を抜こうとするといくらでも手を抜ける可能性を意味するもので、責任の重大性は変わらないと思います。

私が幹事長を務めた2年間では、支部設立50周年や、長年専従職員を務めてくれた奥住さんの退職により専従職員がいなくなるといったことがあり、支部にとって1つの節目・転換点だったと思います。それを野澤支部長、早田事務局長、横山事務局長をはじめ、事務局次長を務めてくれた金子さん、和田さん、宮澤さん、浅野さん、大井さん、沼田さん、サポート次長を務めてくれた藤原さん、江夏さんとともに乗り越えることができたことを誇りに思うとともに、皆さんには深く感謝したいと思います。

また、私の専門は法律ではなく、イベントと自負しているところ、初の事務所対抗ボウリング大会を開催し、成功裏に終わられたことを嬉しく思っています。この企画は、今後も継続できるよう、幹事長退任後も関わっていきたいと思います。

最後になりますが、支部の執行部は人手不足に悩んでいます。特に早田事務局長の負担は、上記のとおり専従職員がいなくなったことで著しく大きくなっています。にもかかわらず、次年度の事務局次長は定員6人のところ4人しかおりません。支部執行部は、自分のやりたいことを実行に移すことができるやり甲斐のある役職です。声がかかったら前向きに受け止めていただきたいと思いますと同時に、もしやってもいいと思う方がいるならば、遠慮なくお申し出いただきたいと思います。

これからも多くの方に支えられた魅力的な自由法曹団東京支部であり続けることを祈念して退任の挨拶をさせていただきます。皆さん、ありがとうございました。

《退任のご挨拶》

浅野 ひとみ（東京法律事務所）

2023年度と2024年度の自由法曹団東京支部事務局次長を務めさせていただきました。私は主に都政問題を担当しておりましたが、普段の事務所での弁護士活動ではなかなかできない経験をさせていただきました。

2024年度には都知事選挙が行われ、運動づくりに大きく関わることができました。団支部では都知事選挙をたたかう決議を起案し、支部での街宣活動の呼びかけ、蓮舂候補当選に向けた運動づくりのための会議に出席し、支部でも内容や情勢を共有するとともに、グッズの手配等も行いました。会議には、国会の最前線でたたかっている野党議員、各団体の事務局長クラスの方、市民団体の代表の方等、普段私が旗開きなどに参加した際に壇上で挨拶をされている方々が多く出席されていました。その方々と、都民は今の都政のどの部分に強く問題意識を持っているのか、どのような都政を求めているのか、どのような都知事が求められているのか等を意見交換しました。私のようなまだ経験が浅い弁護士が、このような方々と意見交換をすることができたのも、団支部の次長として活動できたからこそでした。

また、このような方々に私の名前を覚えていただけたのも、私の弁護士としての大きな財産となりました。選挙だけでなく、都政や国政の様々な問題を解決し、社会を変えていくためには、一つの団体が頑張っただけでは足りず、様々な団体がお互いの意見を交換しながら、自分たちの考えをアップデートしていき、協力し合わなければなりません。私が今後弁護士として活動していき、運動をしていくにあたり、各団体の事務局長クラスの方、市民団体の代表の方との結びつきを深めることができたのは、かけがえのない財産になりました。

私自身は都内の事務所勤務していますが、普段、必ずしも都政にかかわる事件に関わることは多くありません。ですが、地域の問題はやはりその地域の団員弁護士は向き合わなければならないと思います。私も最近東京都のスクールカウンセラー訴訟弁護団に加入しましたが、都政問題の一つとして情勢を追いかけて興味関心を抱いていたところ、偶然お声がけいただき、加入することができました。自分の興味関心の幅が広がり、都政に大きく関わる事件に取り組むことができたのも、事務局次長を経験したためです。

団員の方々から、「支部の事務局次長、大変でしょ？」とご心配の声をかけていただくこともありました。私としては事務局次長を務めたからこそ得られたものの方が多く、大変だと思ったことはありませんでした。私が楽しく任期満了を迎えることができたのは、支部の皆様のご協力は勿論のこと、事務局メンバーから相当サポートいただきましたおかげです。支部の皆様、事務局メンバーの皆さまには感謝申し上げます。これからも、支部のメンバーとして、支部の活動、都政の問題にも引き続き積極的に活動していきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

《事務局次長退任のご挨拶》

大井 淳平（代々木総合法律事務所）

この度、2025年2月の支部総会（拡大幹事会）をもって、事務局次長の任期を迎え、退任となりました。2年間、支部の皆さまには多大なるご支援をいただきまして、御礼申し上げます。

この度、事務局次長を務めさせていただいたことが、本部を含む自由法曹団におけるはじめての役職経験でした。就任時点で弁護士登録3年目でしたが、団員でありながら、何ら団活動に貢献できていなかったことに後ろめたさがあったこともあり、快く事務局次長の任を引き受けさせていただきました。

担当である刑事司法・弾圧対策との関係では、国民救援会東京都本部の常任委員も兼任させていただき、会議等への参加を通じて救援活動についての理解を深め、参画できたことは非常に良い経験となりました。中でも、2024年は選挙イヤーで弾圧対策本部を立ち上げ、救援会の皆さんとともに弾圧対策に取り組んだことは特に印象に残った活動でした。最近では、（悪意のある）私人による通報等を契機とした弾圧、選挙妨害事例が増加しており、SNS時代における弾圧・選挙妨害対策については今後も引き続き検討していく必要があるかと思えます。この点は、私自身も一団員として考えていきたいと思えます。

また、担当以外のことでいいますと、「新人・若手が参加しやすいアットホームな団支部をつくる」ことを目指して、若手の皆さんとのコミュニケーションを大事にして活動しました。この点に関しては、私が考えていた以上に（というかコロナ世代に登録した私などよりも）積極的に支部活動に参加して下さる若手が多く、大変頼もしく感じた次第です。そういった若手の皆さんには今後、団支部の執行部に是非とも参画して頂き、クリエイティブに新たな団支部を創っていただけたらと思えます。

最後に、未熟さ故に特に執行部の皆さまにご迷惑をおかけすることもあったかと思えますが、何とか任期を全うすることができたのは、野澤支部長をはじめ、西田幹事長、横山事務局長、早田事務局長、そして同僚の事務局次長の皆さまのサポートがあってこそでした。改めて御礼を申し上げる次第です。

今後も今回の経験を生かして、団支部の活動に貢献出来たらと考えております。

2年間、ありがとうございました。

以上



経歴詐称指示は違法

転職期間の逸失利益を損害として認め企業代表者らの賠償額を大幅増加する勝訴判決獲得のご報告

伊久間 勇星（東京法律事務所）

1 はじめに

元SE（システムエンジニア）の原告3名がかつて所属していたSES企業（自社従業員のシステムエンジニアを取引先のオフィスに派遣して技術的なサービスを提供する準委任契約を主たる事業とする企業）の代表取締役らに対して経歴詐称等の強要・プログラミングスクール詐欺・賃金の天引きについて損害賠償請求した事件において、2月6日、東京高等裁判所が被告らに計約768万円超の賠償命令（一審判決は約515万円）を言い渡す勝訴判決を獲得いたしました。

本事件は中川勝之団員、今泉義竜団員、江夏大樹団員（いずれも東京法律事務所）が担当しました。

2 本件の概要

Aさんは当時就活中の大学4年生でした。元々内定していた観光会社がコロナ禍で経営が大幅に傾き内定を取り消されてしまいました。卒業も近く急いで就活している中indeed上でIT企業の「未経験からSEになれる！」「未経験でも給料が30万円以上！」との求人広告を見つけました。採用面接では、代表から「覚悟はあるか？」「本気なら」会社の運営するプログラミングスクールを受講するよう促され、未経験のAさんは被告らに言われるがままにプログラミングを習得するために60万円のスクール代を支払いました。

しかし、いざ始まったスクールの内容は、エンジニアを募集している会社相手の経歴詐称（プログラミングの経験が豊富かのように履歴書の年齢・経歴を粉飾する）の方法を教え込む、被告の会社の人材を取引先に売り込む営業の電話かけをさせる、営業の面談を行わせるなどして、Aさんが現場に入るまで働かせるという内容でした。カリキュラムもテキストも無く、当然プログラミング能力など一切身に着けられませんでした。なお、この「スクール」受講中は賃金は一切支払われませんでした。

そして、しばらくすると、被告らの指示の下でAさんは面接を経て実際にシステム開発の現場に派遣され就労しました。しかし、Aさんは被告らに年齢・経歴を詐称させられたうえで現場に入ったため、知識・技術・経験が現場の水準に全く追いつかず、仕事ができないことについて他の現場のスタッフから「何でこんな使えないやつが入ってきたんだよ」等の叱責・いじめを受けることになりました。そして、被告らからのフォローも一切なく、経歴を詐称している罪悪感も相まって日に日に吐き気や頭痛に悩まされるようになり、うつ病をも発症してしまい短期間で自首退職に追い込まれました。

さらに、Aさんは退職後、会社が賃金から厚生年金や保険料を控除していたにもかかわらず、被告らがこれらの加入手続きを取っていないことや一切残業代が支払われなかったことも判明しました。

Aさんはせめてでもスクール代は返金してほしいとの思いからユニオンに加入したものの、追い打ちをかけるように、被告らからは、Aさん含む退職者らに対して、刑事告訴や5000万円超の損害賠償請求をするという旨の脅迫のメッセージを送付していました。

なお、今回の原告はAさんを含め3名ですが、被告らは新たなSES企業を立ち上げては同様の求人詐欺を行うということを繰り返してきたために把握しているだけで600名以上の被害者がいた事案です。

3 本件の争点と地裁判決内容

本判決の争点は、①被告らによるプログラミングスクールの勧誘・締結が詐欺にあたるか②被告らの経歴詐称の指示等の違法な業務命令権の行使による不法行為の成否③損害額の3つでした。

まず、判決は、被告らの運営していたSES企業は「未経験者の従業員について5年程度の経験があるITエンジニアであると詐称して、取引先との間でSES契約を締結し、未経験者を経験者として派遣することにより、取引先から、経験者を派遣した場合に得られる額の報酬を得ることにより利益を得ていた」「被告らの事業内容は、取引先に対する詐欺行為により利益を得ようとするものというほかない。」と認定し、被告らの事業内容は詐欺行為であると厳しく批判しました。

そのうえで、被告らの「スクール」については、「事業内容である上記詐欺行為を実現するための手段であり、かつ、詐欺行為そのものである営業活動を含むものであって、およそ社会的な相当性を欠く内容のものであった。上記のような不法な目的のスクールであると知っていたとすれば、一般企業への就職を希望していた原告が、スクールの受講契約を締結するとは考えられない。」「そうすると、スクールの受講契約への勧誘及び締結は、被告ら……による詐欺行為（共同不法行為）に当たる。」として、明確に詐欺行為にあたることが認定されました。

次に、判決は、「被告ら……は、原告らの雇用主又は上司として、原告らに対し、経歴や年齢を偽る内容のスキルシートを作成させ、経歴詐称により従業員を派遣することを目的として、取引先に対する営業活動（テレアポ）をさせ、経歴等を詐称して面接を受けさせ、取引先においてSESとして勤務をさせた。これらの命令はいずれも、……取引先に対し、従業員の経歴等を詐称してITエンジニアを派遣することにより報酬を得ることを目的とした詐欺行為又はその準備行為の実施を命じたものであり、……正当なものともみれば余地はなく、違法な業務命令であったというほかない。」と被告らの指示が違法なものであったことを明確に認定しました。

上記判断の結果、①スクール代金全額②被告らの「スクール」を受講していた期間の逸失利益③被告らが天引きした賃金全額④慰謝料⑤弁護士費用が損害として認められ、3名の原告について計約516万円の賠償が認められました。

4 高裁判決における賠償額の増加

以上の判決を不服として被告ら側は控訴し、これを受けてこちら側も賠償額の増加を求めて附帯控訴しました。

ほぼ全面的にこちら側の主張が認められたものの、唯一退職後の転職期間分の逸失利益については被告らの経営する企業の事業内容自体が詐欺行為であることから当該企業において勤務することによる利益は法的保護に値する損害にはあたらないとして認められませんでした。

そこで、新たに同事務所の江夏大樹団員と今泉義竜団員に弁護団に加わっていただき、この点について「被控訴人は、控訴人らによる一連の不法行為によって再就職するための転職活動を行わなければならない、他の企業において就労する機会を逸失した。そして、被控訴人のSESにおける就労期間が極めて短期間であったことが転職活動に不利に働くことは当然であるから、上記転職活動には少なくとも6か月程度を要するというべきである。」と主張を補充しました。

この結果、高裁判決は、「前記認定のとおり、被控訴人は、控訴人らの指示の下、フロンティアで違法な業務に従事し、控訴人らによる一連の不法行為によって再就職するための転職活動を余儀なくされ、他の企業において就労する機会を逸失したものと認められる。そして、一般に転職に要すると見込まれる期間に加え、被控訴人のSESにおける就労期間が極めて短期間であったことを踏まえると、上記転職活動には少なくとも5か月程度を要するというべきである。また、被控訴人の前職の給与を踏まえると、被控訴人が再就職に要する期間中の逸失利益の単価は、少なくとも被控訴人の主張する月額30万円と認めるのが相当である。」（個人情報保護のため一部改変）と判示し、退職後の逸失利益も損害として認めました。

これは、違法行為を強要されて退職したような事例において転職活動に要した期間について逸失利益が認められるべきであるという内容であり、ブラック企業で勤める労働者にとって大きな追い風ともなるものです。

かかる判断の結果、高裁判決では第一審判決から大幅に賠償額を増額し、被告らに対して計768万円超の賠償（遅延損害金含め847万円超）が命じられました。

5 終わりに

本件の背景にはそもそもSESが孕む構造的な歪みがあります。

すなわち、悪質なSES企業が利益を上げようとする、労働者からの天引きを増やすことと報酬の高額な派遣先との間で契約締結することに強いインセンティブが生じます。それ故に労働者から「スクール代」等を搾取しつつ経歴詐称を強要してなるべく単価の高い派遣先に送り込んでいたのが本件のあらましです。

原告の方は本件の記者会見において「二度と自分のような被害者が出てほしくない」と語りました。私も本件の担当弁護士として悪質なSES企業による経歴詐称強要被害の根絶に全力を尽くす所存です。

<新人紹介>

自己紹介と弁護士1年目の振り返り

前畑 龍（渋谷共同法律事務所）

1 自己紹介

渋谷共同法律事務所に所属しております、76期の前畑龍と申します。早いもので、2024年1月に弁護士登録をしてからもう1年経ちました。時間の流れの早さに震えております。

私は、神奈川県横浜市出身です。生まれも育ちも横浜なので、横浜のことであればある程度は知っているのかなと思いますので、もし気になることがあれば聞いてください。もっとも、皆さんが真っ先に想像するであろうみなとみらい近辺のことを聞かれることが多いと思いますから、変化が多い地域ということもあり、私の情報では古い部分があるかもしれません。

少しだけ横浜のオススメをご紹介します。私はラーメンが好きなのですが、横浜といえば、家系ラーメンが有名です。横浜にある家系ラーメンは東京ではなかなか食べられないかと思うので、もし横浜に行ったら家系ラーメンを食べてみてください。ただ、油が多いなどなかなか胃への負担はあるので、そこは注意してもらえたらと思います。

もうひとつ、横浜ではハーバーというお菓子が有名です。駅のお土産物屋さんやデパートの地下など、結構いろいろなところに売っていますし、買いやすいかなと思います。美味しいお菓子ですし、期間限定の味もあつたりしてお土産などにピッタリだと思うので、横浜に行くことがあれば、是非買ってみてもらえればと思います。

2 1年を振り返って

まず、1年という時間の経過はあっという間だったなと思います。1年目はとにかく右も左も分からない状態で、何にどれくらい時間がかかるのかというのが感覚的に分からなかったため、思っていたよりも時間がかかることやなどもあり、気付いたらあっという間に時間が過ぎていくといったこともありました。

また、急に仕事が集中して忙しい週ができたり、反対に分散している週があつたりと、波が結構あるということも感じました。自身のスケジュールの組み方の問題もあるかと思いますが、時間のマネジメントは何をするにしても非常に重要になってくると思うので、2年目はより意識していきたいなと思っています。

その他、個別の民事事件、刑事事件をはじめとして、弁護団事件に携わったり、弁護士会の委員会活動であつたり、各所属団体のイベントであつたりと、非常に多岐にわたる活動に携わることができ、様々な経験をするのができた1年だったなと思います。

もともと、1年経ったとはいえ、まだまだ経験や知識も不足を感じる部分もありますし、この先まだ見ぬ新しい問題に直面することも多いかと思います。先輩方に助けをを求める場面も多いかと思いますが、少しずつひとりでも出来ることを増やしていければと思っています。

1年目での学びや経験を活かしつつ、2年目以降も気を抜かず頑張っていきたいと思いますので、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

新井章団員追悼

—新井先生の弁護士人生は憲法裁判の歴史—

浏览 隆（東京中央法律事務所）

私が、弁護士登録して東京中央法律事務所に入所したのは2000年のことですが、新井先生のことでも、事務所の歴史も知らずに入所を決めた私が、入所内定直後に古本屋で偶然、見つけたのが新井先生のご著書『体験的憲法裁判史』（岩波同時代ライブラリー）でした。この本では砂川裁判、朝日訴訟、家永教科書裁判が取り上げられています。

新井先生が砂川裁判に最初に関わったのは弁護士1年目（1956年）、朝日訴訟は弁護士2年目、教科書裁判でさえ僅か10年目のことです。それで、「米軍駐留は違憲」とする伊達判決（憲法9条、砂川裁判）、我が国裁判史上初めて「権利としての社会保障」という考え方を正面から打ち出し、国を断罪した浅沼判決（憲法25条、朝日訴訟）、憲法26条の教育を受ける権利は、子どもの学習権を保障したものであり、その責務を担うものは親を中心として国民全体であるとする杉本判决（憲法26条、教科書裁判）という、我が国憲法裁判史に残る歴史的判決の数々を勝ち取ったのですから、驚くばかりです。

そのほか、全通中郵事件、旭川学テ事件、恵庭事件、牧野訴訟、東京都教組事件、全農林警職法事件、堀木訴訟、長沼ナイキ事件、百里基地訴訟、秋田加藤（生活保護）訴訟、（生活保護）林訴訟、学生無年

金訴訟、横浜事件再審請求事件など、数々の憲法裁判、人権裁判に新井先生は携われました。私が入所した当時、先輩弁護士から、新井先生は憲法判例百選の3分の2に関わっていると聞かされましたが、決して誇張ではありませんでした。

私为新井先生とご一緒した“憲法裁判”は2012年に最高裁判決を受けた生活保護・老齢加算廃止違憲訴訟で、新井先生は東京弁護団の弁護団長、私が弁護団事務局長でした。当時、新井先生は70代後半から80代にさしかかったところでしたが、全ての弁護団会議、裁判期日に出席され、準備書面の原稿にもほぼ全て目を通して、赤を入れ、時にはご自身で執筆されるなど文字通り“実働”として、弁護団を牽引されました。この裁判の控訴審判決では、「厚生労働大臣による保護基準が憲法25条1項、法3条に違反しないかどうかについては、前掲最高裁昭和42年5月24日大法廷判決（朝日訴訟最高裁判決）が傍論としてではあるが判断基準を示しており、同判決がされて既に40年以上が経過し、この間、我が国においては経済・社会情勢の変動があったものの、…（略）…、同判決の示す解釈は今日においても妥当する」として、朝日訴訟最高裁判決の傍論に示された判断基準を適用して原告の請求を退けました。そこで、上告審では新井先生を中心に朝日訴訟最高裁判決（傍論多数意見）の問題点を指摘し、その判断基準を適用した控訴審判決を徹底的に批判したところ、朝日訴訟最高裁判決には全く言及も引用もせず、新たな判断枠組みを示したのが、老齢加算訴訟最高裁判決です。結論的には敗訴で、悔しい思いをしましたが、この時に最高裁が示した新たな判断枠組みが、その後の社会保障裁判の判断規範となり、現在、全国で闘われている“いのちのとりで裁判”の各地での勝利判決に結びついています。

新井先生の弁護士としての歩みは、正に、戦後の憲法裁判の歴史でした

以上

幹事会報告（1月）

2024年第10回自由法曹団東京支部幹事会 議事録

日時：2025年1月30日（木）14時30分～

場所：自由法曹団本部事務所＋ZOOM

1 学習会（14時30分～16時くらいまで）

「団員が選挙に出る魅力と意義～昭島市長選挙をたたかって」

講師 田所良平団員

2 総会に向けて（16時～）

（1）支部長の推薦について

（2）幹事の推薦について

（3）議案書討議

（4）2024年度決算について

（5）2025年度予算について

(6) 総会内容確認

(7) 総会参加者の拡充について

4 その他

情勢討議

支部ニュースML配信について

5 今後の日程

★次回事務局会議 2025年2月7日(金) 10時～12時

★総会 2025年2月21日～22日

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【所得補償保険】

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	対象期間	
満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・林
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-07764 2024年9月17日)